

第 3 7 回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 2 5 日（水） 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 3 1 分
2. 開催場所 内子分庁 3 階 大会議室
3. 出席委員（2 9 名）
4. 欠席委員（1 名）
5. 議 案

議事録署名委員の指名

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 1 項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について
- 報告第 3 号 内子町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 非農地証明について
- 議案第 4 号 内子町地域計画策定（案）に伴う関係機関の意見について
- 議案第 5 号 内子町農地賃借料情報の提供について
- 議案第 6 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 議案第 7 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見通しについて

6. 農業委員会事務局職員（3 名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から3月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が13名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

みなさんこんにちは。桜が咲き、春らしい気候になりました。一方中東では戦争が起き、ガソリンも値上がり、それだけでなくいろいろな資材への影響も心配されます。私たちの任期も4月30日までで、5月からは新しい委員が任命されるわけですが、先日の議会で推薦された17名が満場一致で承認されました。次の体制が整いつつありますが、任期を終えるまで公正で公平な審議をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第37回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、7件、
報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、2件、
報告第3号、内子町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件、
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、
議案第3号、非農地証明について、2件
議案第4号、内子町地域計画策定（案）に伴う関係機関の意見について
議案第5号、内子町農地賃借料情報の提供について、
議案第6号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、
議案第7号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見通しについて、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に ●番 ● 委員、●番 ● 委員 を指名いたしますのでよろしくお願いします。

会長	それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について事務局より説明をいたします。
事務局	報告第 1 号は 7 件でございます。議案書のほうは、1 ページから 1 2 ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続等により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。 以上でございます。
会長	只今の報告第 1 号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。 次に、報告第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 1 項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について事務局より説明をいたします。
事務局	報告第 2 号は 2 件でございます。議案書のほうは 1 3 ページから 1 4 ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。
会長	只今の報告第 2 号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。 次に、報告第 3 号、内子町農地利用最適化推進委員候補者の決定について事務局より説明をいたします。
事務局	それでは、議案書の 1 5 ページをご覧ください。 農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第 1 7 条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっております。

事務局

そして、改選前の農業委員会が行いえるのは、推薦・応募のあった者の中から推進員委員候補者を決定することまででございます。

よって、１６ページに掲載しております１４名の候補者について、次期農業委員会へ申し送りしたうえで、改選後の農業委員会において委嘱に関する議案を諮っていただく、という流れになりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

只今の報告第３号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第３号を終わります。

次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請につきましては、事前の説明のとおり取下げになりました。

次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第２号について説明いたします。議案書の１８ページをご覧ください。地図の方は１９ページから２１ページになります。１８ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田１筆 １９２㎡です。譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、転用の目的は、自己住宅の建築です。

転用の理由といたしまして、譲受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、家族の増加により、現在の居宅では手狭となることが予想されるため、申請地を取得し、自己住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の１ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第２種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成につきましては、排水施設等を完備し、下水雨水を排水するため、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

3月16日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の ●へ電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、現在賃貸住宅に居住しており、家族の増加により、現在の居宅では手狭になることが予想されるため、申請地を取得し、自己住宅の建築を希望しております。排水施設等を完備し、下水雨水を排水予定で、周囲の農地への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。

なお、本件は ●番 ● 委員 に関係する案件でございますので、●委員は退席をお願いします。

(●委員 退席)

会長

議案第3号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の22ページをご覧ください。議案第3号1についてご説明いたします。地図の方は、23、24ページになります。22ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 280㎡です。申請人は、内子町●の ●さんです。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。現地写真3、4ページになります。2ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山林の谷地形で、日当たりも悪く、またイノシシ等の鳥獣被害が増加して収穫量が少なくなったことか

事務局

ら、平成１８年頃から耕作を放棄し、現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、また、判断基準である４項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

●委員

３月１８日、農業委員の ●さんと、申請代理人である行政書士の ●に電話で話を聞きました。

申請地は、山林の谷地形で日照条件も悪く、また鳥獣被害も深刻なため、平成１８年ごろに耕作をあきらめて現在に至っており、申請地には雑木が生え、農地に戻すのは難しいものと思われま

す。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、非農地と判断して特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第３号２について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の２５ページをご覧ください。議案第３号２についてご説明いたします。地図の方は、２６ページから２７ページになります。２５ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田１筆、５６３㎡です。申請人は、内子町●の ●さんです。

それでは、別紙調査書の５ページをご覧ください。現地写真は６ページから７ページになります。５ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は周囲が山林に囲まれており、日当たりも悪く、イノシシ等の鳥獣被害が増加したため耕作が困難となり、申請人の父が約３０年前に耕作をあきらめてスギを植林し、現在に至ったものです。植林されて３０年以上経っており、農地への復旧

事務局	は困難な状態となっております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。
●番 ●委員	3月18日、農業委員の●さんと、申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました。 申請地は、申請人の父が管理しており、山林の谷地形で日照条件も悪く、また鳥獣被害も深刻なため、約30年前にスギを植林し、現在に至ったそうです。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、非農地と判断して特に問題は無いものと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。 (全員異議なし)
会長	異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。 それでは、●委員、入室下さい。 (●委員 入室)
会長	次に、議案第4号、内子町地域計画策定(案)に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の28ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。資料の方は29、30ページになります。28ページにお戻りください。 農業経営基盤強化促進法第19条第6項、7項の規定により、内子町地域計画変更に伴い、内子町長より令和8年3月6日付けで農業委員会に意見を求められております。 29、30ページの地域計画編入一覧及び別紙説明資料をご覧ください。地域計画地域名を見ていただきますと、●地域が、田11筆 7, 513㎡、畑 29筆 33, 473㎡、●地域が、田2筆 1, 91

事務局

3㎡、畑9筆 18, 997㎡、●地域が、田1筆 518㎡、畑2筆 3, 764㎡、●地域が、田2筆 3, 400㎡、畑5筆 4, 166㎡、●地域が、田2筆 2, 014㎡、●地域が、畑1筆 1, 434㎡、●地域が、畑1筆 1, 388㎡、●地域が、畑4筆 8, 875㎡です。全地域で、田が18筆 15, 358㎡、畑が51筆 72, 097㎡、合計69筆 87, 455㎡です。計画変更の目的は、中山間直接支払制度への加入及びJA改植事業申請のためです。

対象農地は、中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、地域計画へ編入するものでございます。

申請地は、今後も適切に管理し農地として守っていこうということでもありますので、事務局としては、この計画変更については妥当であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町地域計画の変更については、「異議なし」として報告することに決定しました。

次に、議案第5号、内子町農地賃借料情報の提供について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の31ページをご覧ください。この案件につきましては、農地法第52条の規定により、内子町内における農地の賃借料を町のホームページに掲載し、情報として提供するものでございます。

提供する内容ですが、令和7年1月から12月までの1年間に基盤強化促進法ならびに農地中間管理事業法によって締結（公告）された、旧町ごとの賃貸借における賃借料となります。それでは、資料の説明をいたします。

はじめに、1番、田（水稻）の部ですが、旧内子町は、基盤整備地域のデータ数が8件で、平均額4, 800円、旧五十崎町は、基盤整備地域のデータ数が14件で、平均額9, 200円、旧小田町については締結事案がございませんでしたので、内子町全域での平均額は、7, 60

事務局

0円となっております。

以下、同じように集計した結果、2番、畑（普通畑）の平均額は、10,100円、3番、畑（樹園地）の平均額は、4,300円となっております。

なお、旧町別において平均値を大幅に超えるもの（具体的には、増減が70%以上あるもの）については、平均値が正確でなくなるため、集計から除外しております。

また、この情報は、あくまでも賃借料決定の参考として提供するものでありますので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者で十分に協議したうえで締結していただきますようお願いします。

次に、議案書の32ページをご覧ください。こちらには、令和3年から5年間の平均額の推移を載せておりますのでご確認ください。この内容で内子町のホームページに掲載し、情報提供したいと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました、何かご意見、ご異議はありませんか。

（異議なし）

会長

特にご意見もないようですので、異議なしと認め、農地法第52条の規定により情報提供することに決定しました。

次に、議案第6号、令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の33ページをご覧ください。

農業委員会の活動や実施事業の状況については、農地利用最適化活動のさらなる推進を図るために、それぞれの農業委員会において「目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告」といった取り組みが求められておりますが、今回ご審議いただきますのは、令和8年度の目標設定になります。

それでは、要点のみご説明いたします。

（35ページまで説明）

事務局

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議は

会長

ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第7号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の36ページをご覧ください。

この指針は、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、農業委員会が具体的な目標や推進方法等について定めたものでございます。

考え方としては、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、検証・見直しを行うこととなっております。

今回の見直しは、先ほど議案第6号でご審議いただいた最適化活動の目標設定に沿った形で適宜修正を行っております。

それでは、項目ごとに要点のみご説明いたします。

(40ページまで説明)

事務局

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。